

静岡県告示第970号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条例第14条第2項の規定に基づき告示する。

平成28年11月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N－（2－フルオロフェニル）－2－メトキシ－N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）アセトアミド（通称名O c f e n t a n i l、A－3 2 1 7）及びその塩類	平成28年11月2日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。